

○岩見沢市社会福祉法施行細則

平成 25 年 3 月 26 日

規則第 2 号

改正 平成 28 年 3 月 31 日規則第 7 号

平成 29 年 11 月 2 日規則第 26 号

(趣旨)

第 1 条 社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号。以下「法」という。）の施行については、社会福祉法施行令（昭和 33 年政令第 185 号）及び社会福祉法施行規則（昭和 26 年厚生省令第 28 号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(設立の認可の申請)

第 2 条 省令第 2 条第 1 項の規定による社会福祉法人の設立の認可の申請は、社会福祉法人設立認可申請書（様式第 1 号）によるものとする。

2 市長は、前項の申請書の提出があった場合において、法第 32 条の規定により認可の可否を決定したときは、社会福祉法人設立認可等決定通知書（様式第 2 号）により申請者に通知するものとする。

(財産の移転の終了の報告)

第 3 条 省令第 2 条第 4 項の規定による財産の移転の終了の報告は、社会福祉法人財産移転終了報告書（様式第 3 号）によるものとする。

2 省令第 2 条第 4 項の書類は、次のとおりとする。

(1) 財産目録

(2) 法人の登記事項証明書

(3) 寄附金領収書の写し

(4) 預金通帳の写し

(5) 預金残高証明書

(6) 土地の登記事項証明書（設立時に土地を寄附された場合又は土地に地上権等の権利を設定した場合に限る。）

(一時評議員選任の請求)

第 3 条の 2 法第 42 条第 2 項の規定により一時評議員の選任を請求しようとする利害関係人は、社会福祉法人一時評議員選任請求書（様式第 3 号の 2）

に、次に掲げる書類を添えて、市長に請求しなければならない。

- (1) 法人の登記事項証明書
- (2) 当該利害関係人と法人の関係を明らかにする書類
- (3) 一時評議員として選任を請求される者の就任承諾書及び履歴書
- (4) その他市長が認める書類

2 市長は、前項の請求書の提出があった場合において、その内容を審査し、その可否を決定したときは、社会福祉法人一時評議員選任等決定通知書（様式第3号の3）により、請求した利害関係人及び当該社会福祉法人に通知するものとする。

（平29規則26・追加）

（一時役員等選任の請求）

第3条の3 前条の規定は、法第45条の6第2項の規定により一時役員を選任を請求しようとする場合及び法第45条の17第3項の規定において準用する法第45条の6第2項の規定により一時理事長の選任を請求しようとする場合に準用する。この場合において、前条中「一時評議員」とあるのは「一時役員」又は「一時理事長」と、「社会福祉法人一時評議員選任請求書（様式第3号の2）」とあるのは「社会福祉法人一時役員選任請求書（様式第3号の4）」又は「社会福祉法人一時理事長選任請求書（様式第3号の6）」と、「社会福祉法人一時評議員選任等決定通知書（様式第3号の3）」とあるのは「社会福祉法人一時役員選任等決定通知書（様式第3号の5）」又は「社会福祉法人一時理事長選任等決定通知書（様式第3号の7）」と読み替えるものとする。

（平29規則26・追加）

（評議員会の招集の許可の申請）

第3条の4 法第45条の9第5項の規定による評議員会の招集の許可の申請は、社会福祉法人評議員会招集許可申請書（様式第3号の8）により行うものとする。

2 市長は、前項の申請書の提出があった場合において、その内容を審査し、その可否を決定したときは、社会福祉法人評議員会招集許可等決定通知書（様式第3号の9）により、申請者に通知するものとする。

(平 2 9 規則 2 6 ・ 追加)

(定款の変更の認可の申請)

第 4 条 省令第 3 条第 1 項の規定による定款の変更の認可の申請は、社会福祉法人定款変更認可申請書（様式第 4 号）によるものとする。

2 市長は、前項の申請書の提出があった場合において、法第 4 5 条の 3 6 第 2 項において準用する法第 3 2 条の規定により認可の可否を決定したときは、社会福祉法人定款変更認可等決定通知書（様式第 5 号）により申請者に通知するものとする。

(平 2 9 規則 2 6 ・ 一部改正)

(定款の変更の届出)

第 5 条 省令第 4 条第 2 項において読み替えて準用する省令第 3 条第 1 項の規定による定款の変更の届出は、社会福祉法人定款変更届（様式第 6 号）によるものとする。

(解散の認可又は認定の申請)

第 6 条 省令第 5 条第 1 項の規定による解散の認可又は認定の申請は、社会福祉法人解散認可・認定申請書（様式第 7 号）によるものとする。

2 市長は、前項の申請書の提出があった場合において、法第 4 6 条第 2 項の規定により認可又は認定の可否を決定したときは、社会福祉法人解散認可・認定等決定通知書（様式第 8 号）により申請者に通知するものとする。

(解散の届出)

第 7 条 法第 4 6 条第 3 項の規定による解散の届出は、社会福祉法人解散届（様式第 9 号）によるものとする。

(清算人の就任又は就職の届出)

第 7 条の 2 法第 4 6 条の 6 第 4 項の規定による社会福祉法人の清算人の就任の届出は、社会福祉法人清算人就任届（様式第 9 号の 2）によるものとする。

2 法第 4 6 条の 6 第 5 項の規定による清算人の就職の届出は、社会福祉法人清算人就職届（様式第 9 号の 3）によるものとする。

3 前 2 項の届出には、次に掲げる書類を添付するものとする。

(1) 清算法人に係る登記事項証明書

(2) その他市長が必要と認める書類

(平 2 9 規則 2 6 ・ 追加)

(清算終了の届出)

第 7 条の 3 法第 4 7 条の 5 の規定による清算の終了の届出は、社会福祉法人清算終了届（様式第 9 号の 4）に、当該登記後の登記事項証明書及び清算書を添えて行わなければならない。

(平 2 9 規則 2 6 ・ 追加)

(合併の認可の申請)

第 8 条 省令第 6 条第 1 項の規定による申請は、社会福祉法人合併認可申請書（様式第 1 0 号）によるものとする。

2 市長は、前項の申請書の提出があった場合において、法第 5 0 条第 4 項及び法第 5 4 条の 6 第 3 項において準用する法第 3 2 条の規定により合併の認可の可否を決定したときは、社会福祉法人合併認可等決定通知書（様式第 1 1 号）により申請者に通知するものとする。

(平 2 9 規則 2 6 ・ 一部改正)

(社会福祉充実計画の承認の申請)

第 8 条の 2 省令第 6 条の 1 3 の規定による社会福祉充実計画の承認の申請は、社会福祉法人社会福祉充実計画承認申請書（様式第 1 2 号）により行うものとする。

2 市長は、前項の申請書の提出があった場合において、法第 5 5 条の 2 第 9 項の規定によりその内容を審査し、承認の可否を決定したときは、社会福祉法人社会福祉充実計画承認等決定通知書（様式第 1 3 号）により、申請者に通知するものとする。

(平 2 9 規則 2 6 ・ 追加)

(承認社会福祉充実計画の変更の承認の申請)

第 8 条の 3 省令第 6 条の 1 8 の規定による承認社会福祉充実計画の変更の承認の申請は、社会福祉法人承認社会福祉充実計画変更承認申請書（様式第 1 4 号）により行うものとする。

2 市長は、前項の申請書の提出があった場合において、法第 5 5 条の 3 第 3 項において準用する法第 5 5 条の 2 第 9 項の規定によりその内容を審査し、承認の可否を決定したときは、社会福祉法人承認社会福祉充実計画変更承認

等決定通知書（様式第 15 号）により、申請者に通知するものとする。

- 3 前 2 項の規定にかかわらず、法第 55 条の 3 第 2 項に規定する軽微な変更の届出は、社会福祉法人承認社会福祉充実計画変更届（様式第 16 号）により行うものとする。

（平 29 規則 26・追加）

（承認社会福祉充実計画の終了の承認の申請）

第 8 条の 4 省令第 6 条の 21 の規定による承認社会福祉充実計画の終了の承認の申請は、社会福祉法人承認社会福祉充実計画終了承認申請書（様式第 17 号）により行うものとする。

- 2 市長は、前項の申請書の提出があった場合において、その内容を審査し、承認の可否を決定したときは、社会福祉法人承認社会福祉充実計画終了承認等決定通知書（様式第 18 号）により、申請者に通知するものとする。

（平 29 規則 26・追加）

（補則）

第 9 条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際、北海道知事がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又はこの規則の施行の日前に北海道知事に対してなされた申請その他の行為は、この規則の規定に基づき市長がした処分その他の行為又は市長に対してなされた申請その他の行為とみなす。

附 則（平成 28 年 3 月 31 日規則第 7 号）

この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 29 年 11 月 2 日規則第 26 号）

この規則は、公布の日から施行する。

様式第 1 号（第 2 条関係）

年 月 日

岩見沢市長 様

申請者（設立者又は設立代表者）

住 所

氏 名

印

社会福祉法人設立認可申請書

社会福祉法第 3 1 条第 1 項の規定により社会福祉法人の設立の認可を受けたいので、次のとおり申請します。

社会福祉法人設立の趣意			
主たる事務所の所在地			
(ふりがな) 法人の名称			
事業の種類	社会福祉事業	第一種	
		第二種	
	公益事業		
	収益事業		

(裏面)

資 産	純資産 ⑤－⑥		内 訳							
			社会福祉事業用財産		③公益事業 用財産	④収益事業 用財産	⑤資産計 ①+②+③+④	⑥負債		
			①基本財産	②その他財産						
	円	円	円	円	円	円	円			
役 員 等 と な る べ き 者	理事 監事 評議 員の 別※	氏 名	親族等 の特殊 関係人 の有無	役員の資格等（該当に○）					他の社会福祉法人の 理事長への就任状況	
				事業経 営識見	地域福 祉関係	管理者	事業識 見	財務管 理識見	有無	法人名

※ 理事のうち、理事長については、○を付けること。

備考

- 1 記載事項が多いため、この様式によることができないときは、適宜用紙の枚数を増加し、この様式に準じた申請書を作成すること。
- 2 この申請書には、社会福祉法施行規則第2条第2項各号に掲げる書類を添付すること。

様式第2号（第2条関係）

第 号
年 月 日

設立者又は設立代表者

住 所

氏 名

様

岩見沢市長 印

社会福祉法人設立認可等決定通知書

年 月 日付けで申請のあった社会福祉法人の設立について、社会福祉法第32条の規定により下記のとおり決定したので通知します。

記

- 1 認可する。
- 2 認可しない。
理由

（教示）

様式第3号（第3条関係）

年 月 日

岩見沢市長 様

報告者

主たる事務所の所在地

法人の名称

代表者氏名

印

社会福祉法人財産移転終了報告書

社会福祉法人の設立に伴う財産の移転が終了したので、社会福祉法施行規則第2条第4項の規定により、下記の書類を添付して報告します。

記

（添付書類）

- 1 財産目録
- 2 法人の登記事項証明書
- 3 寄附金領収書の写し
- 4 預金通帳の写し
- 5 預金残高証明書
- 6 土地の登記事項証明書（設立時に土地を寄附された場合又は土地に地上権等の権利を設定した場合に限る。）

様式第 3 号の 2（第 3 条の 2 関係）

年 月 日

岩見沢市長 様

請求者 住所
氏名 印

社会福祉法人一時評議員選任請求書

社会福祉法人の一時評議員の選任について、社会福祉法第 4 2 条第 2 項の規定により、次のとおり関係書類を添えて請求します。

対象社会福祉法人	所在地	
	名称	
一時評議員選任請求を行う理由		
請求者と当該社会福祉法人との関係		
一時評議員 選任請求対 象者	氏名	住所

- (添付書類)
- 1 法人の登記事項証明書
 - 2 当該利害関係人と法人の関係を明らかにする書類
 - 3 一時評議員として選任を請求される者の就任承諾書及び履歴書
 - 4 その他市長が必要と認める書類

様式第3号の3（第3条の2関係）

第 号
年 月 日

請求者
住所
氏名 様

岩見沢市長 印

社会福祉法人一時評議員選任等決定通知書

年 月 日付けで申請のあった社会福祉法人 の一時評議員選任について、社会福祉法第42条第2項の規定により下記のとおり決定したので通知します。

記

1 選任する。

選任した 一時評議員	氏名	住所

2 選任しない。

理由

(教示)

様式第3号の4（第3条の3関係）

年 月 日

岩見沢市長 様

請求者 住所
氏名 印

社会福祉法人一時役員選任請求書

社会福祉法人の一時役員の選任について、社会福祉法第45条の6第2項の規定により、次のとおり関係書類を添えて請求します。

対象社会福祉法人	所在地	
	名称	
一時役員選任請求を行う理由		
請求者と当該社会福祉法人との関係		
一時役員選 任請求対象 者	氏名	住所

(添付書類)

- 1 法人の登記事項証明書
- 2 当該利害関係人と法人の関係を明らかにする書類
- 3 一時役員として選任を請求される者の就任承諾書及び履歴書
- 4 その他市長が必要と認める書類

様式第 3 号の 5（第 3 条の 3 関係）

第 号
年 月 日

請求者
住所
氏名 様

岩見沢市長 印

社会福祉法人一時役員選任等決定通知書

年 月 日付けで申請のあった社会福祉法人 の一時役員選任について、社会福祉法第 4 5 条の 6 第 2 項の規定により下記のとおり決定したので通知します。

記

1 選任する。

選任した 一時役員	氏名	住所

2 選任しない。

理由

(教示)

様式第3号の6（第3条の3関係）

年 月 日

岩見沢市長 様

請求者 住所
氏名 印

社会福祉法人一時理事長選任請求書

社会福祉法人の一時理事長の選任について、社会福祉法第45条の17第3項の規定において準用する法第45条の6第2項の規定により、次のとおり関係書類を添えて請求します。

対象社会福祉法人	所在地	
	名称	
一時理事長選任請求を行う理由		
請求者と当該社会福祉法人との関係		
一時理事長	氏名	住所
選任請求対象者		

（添付書類）

- 1 法人の登記事項証明書
- 2 当該利害関係人と法人の関係を明らかにする書類
- 3 一時理事長として選任を請求される者の就任承諾書及び履歴書
- 4 その他市長が必要と認める書類

様式第 3 号の 7（第 3 条の 3 関係）

第 号
年 月 日

請求者
住所
氏名 様

岩見沢市長 印

社会福祉法人一時理事長選任等決定通知書

年 月 日付けで申請のあった社会福祉法人 の一時理事長選任について、社会福祉法第 4 5 条の 1 7 第 3 項の規定において準用する法第 4 5 条の 6 第 2 項の規定により下記のとおり決定したので通知します。

記

1 選任する。

選任した 一時理事長	氏名	住所

2 選任しない。

理由

(教示)

様式第 3 号の 8（第 3 条の 4 関係）

年 月 日

岩見沢市長 様

申請者 住所
氏名 印

社会福祉法人評議員会招集許可申請書

社会福祉法第 4 5 条の 9 第 5 項の規定による評議員会の招集の許可を受けたいので、次のとおり申請
します。

対象社会福 祉法人	所在地	
	名称	
評議員会の 招集の内容	召集の目的	
	開催予定場所	
	開催予定日	年 月 日
	招集を請求した日	年 月 日
	請求の理由	1 社会福祉法第 4 5 条の 9 第 5 項第 1 号に該当 理事に請求した後遅滞なく招集手続が行われない 2 社会福祉法第 4 5 条の 9 第 5 項第 2 号に該当 理事に請求した日から 6 週間（これを下回る期間を定 款で定めた場合にあっては、その期間）以内の日を評 議員会の日とする評議員会の招集通知が発せられない

様式第3号の9（第3条の4関係）

第 号
年 月 日

申請者
住所
氏名 様

岩見沢市長 印

社会福祉法人評議員会招集許可等決定通知書

年 月 日付けで申請のあった評議員会の招集について、下記のとおり決定したので通知します。

記

- 1 許可する。
- 2 許可しない。
理由

（教示）

様式第4号（第4条関係）

年 月 日

岩見沢市長 様

申請者

主たる事務所の所在地

法人の名称

代表者氏名

印

社会福祉法人定款変更認可申請書

社会福祉法第45条の36第2項の規定により社会福祉法人の定款の変更の認可を受けたいので、次のとおり申請します。

定款変更の内容及び理由

変 更 の 内 容		変 更 の 理 由
変 更 前 の 条 文	変 更 後 の 条 文	

様式第 5 号（第 4 条関係）

第 号
年 月 日

主たる事務所の所在地
法 人 の 名 称
代 表 者 氏 名 様

岩見沢市長 印

社会福祉法人定款変更認可等決定通知書

年 月 日付けで申請のあった社会福祉法人の定款の変更について、社会福祉法第 4 5 条の 3 6 第 2 項の規定により、下記のとおり決定したので通知します。

記

- 1 認可する。
- 2 認可しない。
理由

(教示)

様式第 6 号（第 5 条関係）

年 月 日

岩見沢市長 様

届出者

主たる事務所の所在地

法人の名称

代表者氏名

印

社会福祉法人定款変更届

社会福祉法人の定款を変更したので、社会福祉法第 4 5 条の 3 6 第 4 項の規定により次のとおり届け
出ます。

定款変更の内容及び理由

変 更 の 内 容		変 更 の 理 由
変 更 前 の 条 文	変 更 後 の 条 文	

様式第 7 号（第 6 条関係）

年 月 日

岩見沢市長 様

申請者
主たる事務所の所在地
法人の名称
代表者氏名
印

社会福祉法人解散認可・認定申請書

社会福祉法第 4 6 条第 2 項の規定により社会福祉法人の解散の〔認可・認定〕を受けたいので、次のとおり申請します。

解散する理由							
資 産	純資産 ⑤－⑥	内 訳					
		社会福祉事業用財産		③公益事業	④収益事業	⑤財産計	⑥負債
		①基本財産	②その他財産	用財産	用財産	①+②+③+④	
	円	円	円	円	円	円	円
残余財産の処分方法							

備考
1 この申請書には、社会福祉法施行規則第 5 条第 1 項各号に掲げる書類を添付すること。

様式第8号（第6条関係）

第 号
年 月 日

主たる事務所の所在地

法人の名称

代表者氏名 様

岩見沢市長 印

社会福祉法人解散認可・認定等決定通知書

年 月 日付けで申請のあった社会福祉法人の解散について、社会福祉法第46条第2項の規定により、下記のとおり決定したので通知します。

記

- 1 〔認可・認定〕する。
- 2 〔認可・認定〕しない。
理由

（教示）

様式第 9 号（第 7 条関係）

年 月 日

岩見沢市長 様

届出者（清算人）
住 所
氏 名 印

社会福祉法人解散届

社会福祉法人を解散したので、社会福祉法第 4 6 条第 3 項の規定により次のとおり届け出ます。

解 散 し た 法 人	主たる事務所の所在地	
	(ふ り が な) 法 人 の 名 称	
	代 表 者 の 氏 名	
解 散 し た 理 由		
残 余 財 産 の 処 分 方 法		

様式第9号の2（第7条の2関係）

年 月 日

岩見沢市長 様

届出者
主たる事務所の所在地
法人の名称
清算人氏名 印

社会福祉法人清算人就任届

社会福祉法人の解散及び清算人就任の登記を行ったので、社会福祉法第46条の6第4項の規定により次のとおり届け出ます。

氏名	住所	電話番号	就任年月日

- (添付書類)
- 1 社会福祉法人の登記事項証明書
 - 2 その他市長が必要と認める書類

様式第9号の3（第7条の2関係）

年 月 日

岩見沢市長 様

届出者
主たる事務所の所在地
法人の名称
清算人氏名
印

社会福祉法人清算人就職届

社会福祉法人の清算人に異動があり、新たに清算人就任登記を行ったので、社会福祉法第46条の6第5項の規定により次のとおり届け出ます。

区分	氏名	住所	電話番号	就退任年月日
新清算人				
旧清算人				

- (添付書類)
- 1 新たな清算人の就任の登記後の登記事項証明書
 - 2 その他市長が必要と認める書類

様式第9号の4（第7条の3関係）

年 月 日

岩見沢市長 様

届出者

主たる事務所の所在地

法人の名称

清算人氏名

印

社会福祉法人清算終了届

当法人は、 年 月 日付で解散し、 年 月 日に清算を結了したので、社会福祉法
第47条の5の規定により、当該解散に係る登記後の登記事項証明書及び清算書を添えて届け出ます。

年 月 日

岩見沢市長 様

申請者

主たる事務所の所在地
法人の名称
代表者氏名
印

主たる事務所の所在地
法人の名称
代表者氏名
印

社会福祉法人合併認可申請書（吸収合併用）

社会福祉法第 50 条第 3 項の規定により社会福祉法人の合併をしたいので、次のとおり申請します。

合 併 す る 理 由				
合併により消滅する法人の名称				
合併後 存続する法人	主たる事務所の所在地			
	(ふりがな) 法人の名称			
	事業の種類	社会福祉事業	第 1 種	
			第 2 種	
		公益事業		
	収益事業			

(裏面)

合併後 存続する法人	資産	内 訳									
		純資産 ⑤－⑥		社会福祉事業用財産		③公益事業 用財産	④収益事業 用財産	⑤資産計		⑥負債	
				①基本財産	②その他財産			①+②+③+④			
		円		円	円	円	円	円		円	円
役員等	区分	理事 監事 評議員の 別※	氏 名	親族等 の特殊 関係人 の有無	役員の資格等（該当に○）					他の社会福祉法人の 理事長への就任状況	
					事業経 営識見	地域福 祉関係	管理者	事業識 見	財務管 理識見	有無	法人名
	引 続 き 役 員 等 と な る 者										
	新 た に 役 員 等 と な る 者										

※ 理事のうち、理事長については、○を付けること。

備考

- 1 記載事項が多いため、この様式によることができないときは、適宜用紙の枚数を増加し、この様式に準じた申請書を作成すること。
- 2 この申請書には、社会福祉法施行規則第6条第1項各号に掲げる書類を添付すること。

年 月 日

岩見沢市長 様

申請者

主たる事務所の所在地

法人の名称

代表者氏名

設立事務共同執行者

住所

氏名

主たる事務所の所在地

法人の名称

代表者氏名

設立事務共同執行者

住所

氏名

社会福祉法人合併認可申請書（新設合併用）

社会福祉法第54条の6第2項の規定により社会福祉法人の合併をしたいので、次のとおり申請します。

合併する理由			
合併により 設立する法人	主たる事務所の所在地		
	(ふりがな) 法人の名称		
	社会福祉事業	第1種	
		第2種	
	公益事業		
	収益事業		

(裏面)

合併により設立する法人	資産	純資産 ⑤－⑥	内 訳							
			社会福祉事業用財産		③公益事業	④収益事業	⑤資産計	⑥負債		
			①基本財産	②その他財産	用財産	用財産	①+②+③+④			
	円	円	円	円	円	円	円			
区分	理事 監事 評議員の 別※	氏 名	親族等 の特殊 関係人 の有無	役員の資格等（該当に○）					他の社会福祉法人の 理事長への就任状況	
				事業経 営識見	地域福 祉関係	管理者	事業識 見	財務管 理識見	有無	法人名

※ 理事のうち、理事長については、○を付けること。

- 備考
- 記載事項が多いため、この様式によることができないときは、適宜用紙の枚数を増加し、この様式に準じた申請書を作成すること。
 - この申請書には、社会福祉法施行規則第6条第1項各号に掲げる書類を添付すること。

様式第 1 1 号（第 8 条関係）

第 号
年 月 日

主たる事務所の所在地
法 人 の 名 称
代 表 者 氏 名 様

主たる事務所の所在地
法 人 の 名 称
代 表 者 氏 名 様

岩見沢市長 印

社会福祉法人合併認可等決定通知書

年 月 日付けで申請のあった社会福祉法人の合併について、社会福祉法第 5 0 条第 4 項及び法第 5 4 条の 6 第 3 項の規定において準用する法第 3 2 条の規定により、下記のとおり決定したので通知します。

記

- 1 認可する。
- 2 認可しない。
理由

(教示)

様式第12号（第8条の2関係）

年 月 日

岩見沢市長 様

申請者

主たる事務所の所在地

法人の名称

代表者氏名

印

社会福祉法人社会福祉充実計画承認申請書

当法人において、社会福祉充実計画を策定したので、社会福祉法第55条の2第1項の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請します。

（添付書類）

- 1 年度～ 年度社会福祉法人 社会福祉充実計画
- 2 社会福祉充実計画の策定に係る評議員会の議事録（写）
- 3 公認会計士、税理士等による手続実施結果報告書（写）
- 4 社会福祉充実残額の算定根拠
- 5 その他社会福祉充実計画の記載内容の参考となる資料

様式第13号（第8条の2関係）

第 号
年 月 日

主たる事務所の所在地

法人の名称

代表者氏名 様

岩見沢市長 印

社会福祉法人社会福祉充実計画承認等決定通知書

年 月 日付けで申請のあった社会福祉法人 に係る社会福祉充実計画承認申請について、社会福祉法第55条の2第1項の規定により、下記のとおり決定したので通知します。

記

- 1 承認する。
- 2 承認しない。
理由

（教示）

様式第14号（第8条の3関係）

年 月 日

岩見沢市長 様

申請者

主たる事務所の所在地

法人の名称

代表者氏名

印

社会福祉法人承認社会福祉充実計画変更承認申請書

年 月 日付け第 号で承認を受けた社会福祉充実計画を変更したいので、社会福祉法第55条の3第1項の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請します。

（添付書類）

- 1 変更後の 年度～ 年度社会福祉法人 社会福祉充実計画
（注）新旧対照表の添付や、変更点を朱書きするなど、変更点を明示すること。
- 2 社会福祉充実計画の変更に係る評議員会の議事録（写）
- 3 公認会計士、税理士等による手続実施結果報告書（写）
- 4 社会福祉充実残額の算定根拠
- 5 その他社会福祉充実計画の記載内容の参考となる資料

様式第15号（第8条の3関係）

第 号
年 月 日

主たる事務所の所在地

法人の名称

代表者氏名 様

岩見沢市長 印

社会福祉法人承認社会福祉充実計画変更承認等決定通知書

年 月 日付けで申請のあった社会福祉法人 に係る承認社会福祉充実計画変更承認申請について、社会福祉法第55条の3第1項の規定により、下記のとおり決定したので通知します。

記

- 1 承認する。
- 2 承認しない。
理由

（教示）

様式第 16 号（第 8 条の 3 関係）

年 月 日

岩見沢市長 様

届出者

主たる事務所の所在地

法人の名称

代表者氏名

印

社会福祉法人承認社会福祉充実計画変更届

年 月 日付け第 号で承認を受けた社会福祉充実計画を変更したので、社会福祉法第 55 条の 3 第 2 項の規定により、次のとおり関係書類を添えて届け出ます。

（添付書類）

- 1 変更後の 年度～ 年度社会福祉法人 社会福祉充実計画
（注）新旧対照表の添付や、変更点を朱書きするなど、変更点を明示すること。
- 2 社会福祉充実残額の算定根拠
- 3 その他社会福祉充実計画の記載内容の参考となる資料

様式第 17 号（第 8 条の 4 関係）

年 月 日

岩見沢市長 様

申請者

主たる事務所の所在地

法人の名称

代表者氏名

印

社会福祉法人承認社会福祉充実計画終了承認申請書

年 月 日付け第 号で承認を受けた社会福祉充実計画について、下記のとおり、やむを得ない事由が生じたことから、当該計画に従って事業を行う事が困難であるため、社会福祉法第 55 条の 4 の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請します。

記

（承認社会福祉充実計画を終了するに当たってのやむを得ない事由）

（添付書類）

- 1 終了前の 年度～ 年度社会福祉法人 社会福祉充実計画
- 2 その他承認社会福祉充実計画を終了するに当たって、やむを得ない事由があることを証する書類

様式第18号（第8条の4関係）

第 号
年 月 日

主たる事務所の所在地

法人の名称

代表者氏名 様

岩見沢市長 印

社会福祉法人承認社会福祉充実計画終了承認等決定通知書

年 月 日付けで申請のあった社会福祉法人 に係る承認社会福祉充実計画終了承認申請について、社会福祉法第55条の4の規定により、下記のとおり決定したので通知します。

記

- 1 承認する。
- 2 承認しない。
理由

（教示）

様式第 1 号（第 2 条関係）

（平 2 9 規則 2 6 ・ 全改）

様式第 2 号（第 2 条関係）

（平 2 9 規則 2 6 ・ 全改）

様式第 3 号（第 3 条関係）

様式第 3 号の 2（第 3 条の 2 関係）

（平 2 9 規則 2 6 ・ 追加）

様式第 3 号の 3（第 3 条の 2 関係）

（平 2 9 規則 2 6 ・ 追加）

様式第 3 号の 4（第 3 条の 3 関係）

（平 2 9 規則 2 6 ・ 追加）

様式第 3 号の 5（第 3 条の 3 関係）

（平 2 9 規則 2 6 ・ 追加）

様式第 3 号の 6（第 3 条の 3 関係）

（平 2 9 規則 2 6 ・ 追加）

様式第 3 号の 7（第 3 条の 3 関係）

（平 2 9 規則 2 6 ・ 追加）

様式第 3 号の 8（第 3 条の 4 関係）

（平 2 9 規則 2 6 ・ 追加）

様式第 3 号の 9（第 3 条の 4 関係）

（平 2 9 規則 2 6 ・ 追加）

様式第 4 号（第 4 条関係）

（平 2 9 規則 2 6 ・ 全改）

様式第 5 号（第 4 条関係）

（平 2 9 規則 2 6 ・ 全改）

様式第 6 号（第 5 条関係）

（平 2 9 規則 2 6 ・ 全改）

様式第 7 号（第 6 条関係）

（平 2 9 規則 2 6 ・ 全改）

様式第 8 号（第 6 条関係）

(平 2 9 規則 2 6 ・ 全改)

様式第 9 号 (第 7 条 関係)

様式第 9 号の 2 (第 7 条の 2 関係)

(平 2 9 規則 2 6 ・ 追加)

様式第 9 号の 3 (第 7 条の 2 関係)

(平 2 9 規則 2 6 ・ 追加)

様式第 9 号の 4 (第 7 条の 3 関係)

(平 2 9 規則 2 6 ・ 追加)

様式第 1 0 号 (第 8 条 関係) その 1

(平 2 9 規則 2 6 ・ 全改)

様式第 1 0 号 (第 8 条 関係) その 2

(平 2 9 規則 2 6 ・ 全改)

様式第 1 1 号 (第 8 条 関係)

(平 2 9 規則 2 6 ・ 全改)

様式第 1 2 号 (第 8 条の 2 関係)

(平 2 9 規則 2 6 ・ 追加)

様式第 1 3 号 (第 8 条の 2 関係)

(平 2 9 規則 2 6 ・ 追加)

様式第 1 4 号 (第 8 条の 3 関係)

(平 2 9 規則 2 6 ・ 追加)

様式第 1 5 号 (第 8 条の 3 関係)

(平 2 9 規則 2 6 ・ 追加)

様式第 1 6 号 (第 8 条の 3 関係)

(平 2 9 規則 2 6 ・ 追加)

様式第 1 7 号 (第 8 条の 4 関係)

(平 2 9 規則 2 6 ・ 追加)

様式第 1 8 号 (第 8 条の 4 関係)

(平 2 9 規則 2 6 ・ 追加)